

## 那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における雇用の拡大及び産業の振興に寄与することを目的とし、次の各号のいずれかに該当するものに対し予算の範囲内で行う助成金の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (1) 企業立地

市外から本市内に自社の使用のための、事務所、店舗、工場、倉庫等(以下「事務所等」という。)を設置すること。

#### (2) 新規創業

本市内にて新たに事業を始めるために、自社の使用のための、事務所等を設置すること。ただし、本市にて既に事業を営んでいる場合には、日本標準産業分類の中分類が異なる事業を始める場合のみとする。

### (対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- (6) 観光関連産業の振興に資する事業
- (7) エネルギー産業の振興に資する事業
- (8) 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

### (対象企業)

第3条 助成金の交付の対象となる企業は、第1条の定めに該当し、かつ、市税の滞納がない者で、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第1号及び第2号の会社又は所得税法第229条に基づく届出を行った個人事業主とし、申請後も次の各号に掲げる区分により当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 賃借型企業立地 新たな賃借により本市内に事務所等を立地し、これに伴い3人以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用し、申請時期において現に雇用を継続して6月を経過していること。
- (2) 建設型企業立地 新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地し、これに伴い5人以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用していること。

2 前項の対象企業については、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないものとする。また、那覇市が警察等に照合することについて承諾できるものとする。

### (算出基準)

第4条 助成金は、次の各号に定める基準に基づき算出する。

#### (1) 賃借型企業立地

1 企業あたり480万円を限度額とし、以下のアとイを加えた額とする。

ア 賃料助成金

1企業あたり180万円を限度額とし、事務所等の月額支払賃料(共益費等、消費税を除く。)の10分の2に相当する額(30万円を限度とする。)の6月分とする。対象期間は、賃借物件引渡日等に係る月から6月とする。ただし、引渡日が月の中途の場合はその翌月から6月とする。又、国及び地方公共団体から公益性の有する支援を受けている事務所等、及び独占性・排他性が認められない事務所等(レンタルオフィス等)は、助成対象外とする。

イ 雇用助成金

新規常時雇用人員のうち正規雇用者1人当たり30万円、非正規雇用者1人当たり5万円とする。

(2) 建設型企業立地

ア 事務所等に係る家屋固定資産税額を上限とし、1企業あたり500万円を助成限度額とする。

イ 前アに係わらず、建設した事務所等が「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に基づき固定資産税の優遇措置を受ける者については、助成限度額を500万円とし、新規常用雇用人員分の雇用助成金は、前号イに準ずるものとする。

ウ 算定の基礎となる固定資産税額は、自社使用に係る事務所等床面積の割合に応じた部分に対応するものとする。

エ 購入により施設を取得した者については、アで算出した額の2分の1を助成する。

2 前項各号に係る助成は、一企業当たり、1回限りとする。

3 国及び地方公共団体から雇用に関する奨励金等の交付を受けた実績がある場合、その算定の基礎となった雇用者については、第1項の雇用助成金の算定において新規常用雇用人員に含めないものとする。

(対象期間)

第5条 申請は、次の各号に定める区分により、当該各号に定めるときまでに行うものとする。

(1) 賃借型企業立地に係る助成金の申請は、賃借開始年度を含めた2会計年度以内。ただし、1月2日から3月31日に立地した場合は、賃借開始年度を含めた3会計年度以内

(2) 建設型企業立地に係る助成金の申請は、固定資産税が初めて賦課される当該年度内

2 申請を受け付ける時期は、原則毎会計年度9月とする。ただし、市長が必要と認める場合は、申請時期及び期間の変更、追加募集を実施することができるものとする。

(交付申請)

第6条 申請は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第1号様式又は第2号様式)に、賃借型企業立地にあつては第1号から第8号まで及び第11号から第15号、建設型企業立地にあつては、第1号から第7号まで及び第9号から第15号までの書類を添付して行わなければならない。

(1) 企業及び事業概要書

(2) 法人登記簿謄本(会社のみ)

(3) 雇用関係を証明する書類

(4) 営業証明書

(5) 納税証明書

(6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。但し、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類

(7) 誓約書(第3号様式)

(8) 賃貸借契約書の写し

(9) 不動産登記簿謄本

- (10) 課税の明細のわかる書類(最新の固定資産税の課税通知の写し等)
- (11) 位置図
- (12) 事務所内部及び建物外観写真
- (13) 企業案内パンフレット等
- (14) 事業計画書(任意様式)
- (15) その他市長が必要と認める書類

(企業立地促進奨励助成金適用審査会)

第7条 市長は、助成金を適用するにあたり那覇市企業立地促進奨励助成金適用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第8条 審査会は、次の事項について審査する。

- (1) 助成金の申請を受理した企業の事業内容、雇用効果及び市経済活性化への効果に関すること。
- (2) 助成金の交付決定に関すること。
- (3) その他助成金の交付に関して必要と認められること。

(組織)

第9条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、経済観光部長をもって充て、副会長は同部副部長をもって充てる。

3 委員は、企画財務部副部長(企画調整課担当副部長及び納税課担当副部長をいう。)、財政課長及び都市みらい部副部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第10条 会長は、必要に応じ審査会を招集し、これを主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、商工農水課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(交付決定)

第13条 市長は、審査会の審査結果に基づき、当該事業年度の予算の範囲内で助成金の交付を決定する。

2 前項の交付決定にあたっては、市長は、申請者に対して那覇市企業立地促進奨励助成金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第14条 規則第6条の規定により承認を受けようとする者は、那覇市企業立地促進奨励助成金変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(事業の承継)

第15条 交付決定を受けた者から相続、合併、譲渡その他の事由によりその事業を承継した者(以下「承継者」という。)は、前条による交付決定を受けた者とみなす。

2 承継者は、承継の事実が発生したときには、速やかに那覇市企業立地促進奨励助成金事業承継届(第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による報告は、市長が定める日までに那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第7号様式)に賃借型企業立地においては、賃貸料支払証明書(第8号様式)を、建設型企業立地においては、被雇用者への給与支払い状況を記載した給与台帳等の写しを添付するものとする。

る。

(確定通知)

第 17 条 規則第 13 条による通知は、那覇市企業立地促進奨励助成金確定通知書(第 9 号様式)によるものとする。

(助成金の交付)

第 18 条 前条の通知を受けた者は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付請求書(第 10 号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の助成金交付請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し通知)

第 19 条 規則第 16 条の規定による通知は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付決定取消し通知書(第 11 号様式)によるものとする。

(返還命令)

第 20 条 規則第 17 条の規定による返還命令は、那覇市企業立地促進奨励助成金返還命令書(第 12 号様式)によるものとする。

(証拠書類の保存)

第 21 条 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する証拠書類について助成を受けた会計年度から 5 年間保存すること。

(追跡調査への協力)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する市長からの追跡調査に助成を受けた会計年度から 5 年間協力すること。

付 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 12 年 8 月 29 日から施行する

付 則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 15 年 10 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

付 則

1. この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 17 年度に当該助成金の交付を受けたものの内、交付の対象となる期間が残っているものについては、引き続き継続申請をするものとする。

付 則

この要綱は平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

1. 第 5 条第 1 項第 1 号の規定に係わらず、平成 22 年 3 月 31 日までに立地した場合は、賃借開始

後3年以内とする。

2. この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年9月21日から施行する。

付 則

1. この要綱は平成23年4月1日から施行する。

2. 第4条第3項の規定については、申請時の状況において適用する。

付 則

この要綱は平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。